

議案第十五号

中央区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則（第六条―第八条）

第二節 交通費（第九条―第十二条）

第三節 宿泊費等（第十三条―第十五条）

第四節 転居費等（第十六条―第十九条）

第五節 その他の種目（第二十条・第二十一条）

第三章 雑則（第二十二条―第二十八条）

附則

第一条第二項中「東京都職員」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項第二号中「財務省令」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「財務省令」という。）」に改め、同項第四号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第五号中「区」を「中央区（以下「区」という。）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第二条第一項に次の三号を加える。

七 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

八 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

九 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額

を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)

となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、出張のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第三条第五項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に、「交通機関の事故又は天災その他やむを得ない」を「天災その他任命権者が定める」に、「範囲内の」を「範囲内で任命権者が定める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「から前項まで」を「、第二項及び前項」に、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に、第四条第三項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において」を「が、次条第三項に規定する旅行命令等の変更(取消しを含む。第十九条を除き、以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金

額」を削り、「なつた金額を、」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「本特別区」を「区」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

第三条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）を「旅行命令権者」に改め、同項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「を（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを（変更する）」を「その変更をする」に改め、同条第四項本文中「これを（変更する）」を「その変更をする」に、「よつてこれをしなければ」を「任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければ」に改め、同項ただし書中「による」を「に当該事項の記載又は記録をし、これを通知する」に、「これを（変更する）」を「その変更をする」に改め、同項中「この場合においては、すみやかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならぬ。」を削り、同条第五項中「記載事項及び様式は」を「様式は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に、同項に規定する事項の記載又は記録をし、これを通知しなければならない。第五条第一項中「の規定により変更された」を「に規定する変更を受けた」に改め、「本条において」を削り、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条から第十三条までを削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

(旅費の種目)

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、前条に規定する種目及び次節から第五節までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第八条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行

役務提供者は、任命権者の定める請求又は精算に係る手続を行わなければならない。

2 前項に規定する手続を行わなかつた者は、その請求若しくは精算に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち当該手続を行わなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額と

する。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げ

る費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動（以下「特定航空移動」という。）をするとき（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除

く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

第三節 宿泊費等

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、財務省令別表第二に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、旅行中の宿泊に要する費用の額とする。

一 内国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認める場合

二 外国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認めるとき

イ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。

ロ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。
(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第三に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に相当する額とする。

2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第三に定める額に相当する額とする。ただし、前節の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第四節 転居費等

(転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経

済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居

住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第十九条 特別区の区域内における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舍への入居若しくは退去を命ぜられて赴任する場合又は任命権者が特に必要と認めて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第五節 その他の種目

（渡航雑費）

第二十条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十一条 死亡手当は、職員の死亡（第三条第二項第五号の規定に該当する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は財務省令別表第五に定める額に相当する額とする。

第三章 雑則

（退職者等の旅費）

第二十二条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅

費とする。

一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- 二 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合であつて、第三条第二項第四号の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 前項第一号ロに規定する場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同号ロに掲げる旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

一 職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するとき
は、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第八号に掲げる順位により、同順位者があ
る場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二十条並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第二十五条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事

情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第二十六条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第二十七条 旅費の支出又は旅費に相当する金額の支払を担当する者（以下「支出等担当者」という。）は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出等担当者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出等担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、同条例の規定に違反して支給を受けた旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。

第四章を削る。

附則第五項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、「種類」を「種目」に改める。
別表第一から別表第三までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中央区職員の旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の中央区職員の旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお、従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を

発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項に規定する当該旅行命令等の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお、従前の例による。

3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお、従前の例による。

4 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第三条第一項から第三項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお、従前の例による。

5 改正後の条例第二十七条の規定は、改正後の条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正）

6 中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第二十八条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第二十九条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(中央区行政不服審査法施行条例の一部改正)

7 中央区行政不服審査法施行条例(平成二十八年三月中央区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十二条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十二年七月中央区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に改める。

(中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月中央区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国

税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)の九種」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費の八種」に改める。

第六条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十月中央区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十月中央区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

12 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年三月中央区条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包

括宿泊費の六種」に改める。

(中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

13 中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和三十一年十月中央区条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)及び死亡手当」を「中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号。以下「条例」という。)第三条第二項に規定する種目」に、「中央区長等の給料等に関する条例

(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号)」を「条例」に改める。

第七条中「中央区長等の給料等に関する条例」を「条例」に改める。

(中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例の一部改正)

14 中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例(令和五年三月中央区条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第二十六条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第二十七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(中央区国民保護協議会条例の一部改正)

15 中央区国民保護協議会条例(平成十八年三月中央区条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区子ども・子育て会議条例の一部改正)

16 中央区子ども・子育て会議条例(平成二十五年七月中央区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正)

17 中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例(平成十八年三月中央区条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区介護保険条例の一部改正)

18 中央区介護保険条例(平成十二年三月中央区条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第九条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区保健所運営協議会条例の一部改正)

19 中央区保健所運営協議会条例(昭和五十年三月中央区条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第九条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

20 中央区感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年三月中央区条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十三条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に

改める。

第十四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(中央区公害健康被害認定審査会条例の一部改正)

21 中央区公害健康被害認定審査会条例(昭和五十一年二月中央区条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例の一部改正)

22 中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例(昭和五十一年二月中央区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正)

23 中央区大気汚染障害者認定審査会条例(昭和五十年三月中央区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

(中央区建築審査会条例の一部改正)

24 中央区建築審査会条例(昭和五十八年三月中央区条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(中央区いじめ問題対策委員会条例の一部改正)

25 中央区いじめ問題対策委員会条例(平成二十七年三月中央区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十四条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第十五条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通

費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

（中央区いじめ問題再調査委員会条例の一部改正）

26 中央区いじめ問題再調査委員会条例（平成二十七年三月中央区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第十三条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

（中央区文化財保護条例の一部改正）

27 中央区文化財保護条例（昭和六十三年四月中央区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第三十五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。

第三十六条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

（説明）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）等の施行を踏まえ、旅費の種類及び額を変更するとともに、支給対象の追加等をするため、この条例案を提出します。